

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条の5第1項の規定により、以下のとおり建設業の許可を取り消しましたのでお知らせします。

令和5年5月

1 許可取消しの原因

廃業届の提出があり、建設業法第29条第1項第5号に該当するため。

※違法行為等による取消処分ではありません。

2 廃業業者一覧

	許可番号			商号又は名称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	取消処分に係る建設業の種類	許可の取消処分年月日
全部廃業								
1	島根県知事許可	(般 01)	第9399号	(株)スクラム工業	高橋 弘道	松江市矢田町5 8	許可を受ける全ての建設業	令和5年5月1日
2	島根県知事許可	(般 02)	第9835号	日発技研(株)	森本 正夫	松江市灘町1-4 3	許可を受ける全ての建設業	令和5年5月1日
3	島根県知事許可	(般 04)	第9598号	土江建材T・Kポルト	土江 勝利	大田市久手町波根西4 2 4-1 0	許可を受ける全ての建設業	令和5年5月26日
一部廃業								
1	島根県知事許可	(般 04)	第6754号	(有)旭電機	安部 大樹	隠岐郡隠岐の島町飯田矢谷5-1	管	令和5年5月15日
2	島根県知事許可	(般 01)	第3702号	(株)新井建設	新井 龍水	出雲市佐田町上橋波1 0 1-3	管	令和5年5月19日

※ 上記略字の工事業名は以下のとおり

「土」土木工事業、「建」建築工事業、「大」大工工事業、「左」左官工事業、「と」とび・土工事業、「石」石工事業、「屋」屋根工事業、「電」電気工事業、「管」管工事業、「タ」タイル・れんが・ブロック工事業、「鋼」鋼構造物工事業、「筋」鉄筋工事業、「舗」舗装工事業、「しゅ」しゅんせつ工事業、「板」板金工事業、「ガ」ガラス工事業、「塗」塗装工事業、「防」防水工事業、「内」内装仕上工事業、「機」機械器具設置工事業、「絶」熱絶縁工事業、「通」電気通信工事業、「園」造園工事業、「井」さく井工事業、「具」建具工事業、「水」水道施設工事業、「消」消防施設工事業、「清」清掃施設工事業、「解」解体工事業